

市役所前さくら通り地区景観形成重点地区の指定について

1 趣旨

相模原市景観計画(以下「景観計画」という。)において、積極的に景観の形成を図る必要があると認められる地区(以下「景観形成重点地区」という。)の候補地区としている市役所前さくら通り地区について、今後、モデル的な景観形成を進めていくため、当該地区を景観形成重点地区として指定するとともに、当該地区における良好な景観の形成に関する方針(以下「景観形成方針」という。)及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(以下「景観形成基準」という。)を定めるため、景観計画を変更するものです。

また、当該変更に伴い、相模原市景観条例(平成22年相模原市条例第12号。以下「景観条例」という。)及び相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号。以下「屋外広告物条例」という。)を改正するものです。

2 市役所前さくら通り地区景観形成重点地区の概要

(1) 区域

市道市役所前通のうちJR横浜線の踏切から横山二丁目交差点までの区間(国道16号を除く。また、市道市役所前通に接続する下位路線の隅切りを一部含む。以下「さくら通り」という。)及び当該道路に接する土地

(2) 景観特性

幅員40mの豊かな道路空間が形成されており、さくら通りには、桜とけやきが育ち、そのみどり豊かで直線的な眺めは、市を代表する景観の一つとなっています。

3 主な変更及び改正の内容

(1) 景観計画の変更について

市役所前さくら通り地区について、当該地区を景観形成重点地区の候補地区から指定地区に変更するとともに、当該地区における景観形成方針、景観形成基準等を追加します。

(2) 条例の改正について

ア 景観条例

(ア)景観形成重点地区を指定したときは、当該地区における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めることができることとします。

(イ)景観形成重点地区における届出対象行為について、市役所前さくら通り地区においては工作物に係る届出対象行為に門、塀、垣及び柵等の建設等を追加します。

イ 屋外広告物条例

景観形成重点地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の

設置に係る基準を追加します。

4 今後のスケジュール

令和3年	3月15日から 4月13日まで	パブリックコメント(意見募集)の実施
	5月	市議会6月定例会議に改正条例案を提出
	6月	景観形成重点地区の指定、景観計画の変更
令和4年	1月 1日	改正条例の施行